



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 6月14日金曜日 第1364号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	755
地籍調査の成果の認証.....	755
土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....	756
土地改良区役員の退任の届出.....	757
土地改良区の定款変更の認可.....	757
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（5件）.....	757
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）.....	758
土地改良事業の工事完了の届出（4件）.....	758
県営土地改良事業の工事の完了.....	758
家畜人工授精師の免許証の交付.....	759
土地収用法に基づく事業の認定（2件）.....	759
道路の区域変更（県道大三島環状線）.....	759

道路の供用開始（ " ）.....	760
道路の区域変更（県道大洲長浜線）.....	760
道路の供用開始（ " ）.....	760
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	760
道路の供用開始（ " ）.....	761
道路の区域変更（一般国道320号外）.....	761

公 告

争議行為の通知の公表（2件）.....	761
---------------------	-----

公安委員会告示

型式の検定に係る遊技機の告示.....	762
---------------------	-----

任 免 辞 令

公営企業任免辞令.....	763
---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
ベスト電器今治店	今治市南高下町一丁目1684番地6	駐車場の自動車の出入口の数	5箇所	4箇所	平成14年11月6日	平成14年5月29日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1157号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
宇和島市	大字三浦の一部	平成12年度から平成13年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿
土居町	大字土居の一部	平成12年度から平成13年度まで	土居町の地籍図及び地籍簿

長浜町 大字今坊の 一部	平成12年度から 平成13年度まで	長浜町の 地籍図及び地籍簿
--------------------	----------------------	------------------

2 認証年月日
平成14年6月14日

○愛媛県告示第1158号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東予市喜多台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 川 好 弘	東予市喜多台100番地
"	寺 町 謙	東予市喜多台189番地の1
"	白 石 孝 司	東予市喜多台89番地
"	中 路 芳 正	東予市喜多台76番地
"	中 路 美智雄	東予市喜多台348番地
監 事	藤 原 幹 雄	東予市喜多台205番地
"	木 原 浩	東予市喜多台232番地の1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 川 好 弘	東予市喜多台100番地
"	寺 町 謙	東予市喜多台189番地の1
"	白 石 孝 司	東予市喜多台89番地
"	中 路 芳 正	東予市喜多台76番地
"	越 智 芳 茂	東予市喜多台367番地の2
監 事	藤 原 幹 雄	東予市喜多台205番地
"	木 原 浩	東予市喜多台232番地の1

○愛媛県告示第1159号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東予市大新田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 内 萬 次	東予市大新田213番地
"	曾我部 恒 夫	東予市大新田201番地
"	柳 瀬 豊 明	東予市壬生川554番地の3
"	川 上 龍 治	東予市大新田142番地の7
"	稲 井 昭 一	東予市大新田193番地
監 事	柳 瀬 幸 藏	東予市大新田230番地
"	柳 瀬 幹 夫	東予市大新田224番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 内 萬 次	東予市大新田213番地
"	古 田 俊 雄	東予市大新田183番地の1
"	柳 瀬 豊 明	東予市壬生川554番地の3
"	川 上 龍 治	東予市大新田142番地の7
"	稲 井 昭 一	東予市大新田193番地
監 事	柳 瀬 幸 藏	東予市大新田230番地
"	柳 瀬 貞 市	東予市大新田223番地

○愛媛県告示第1160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三間土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宇都宮 傳	北宇和郡三間町大字大藤675番地
"	富 永 真 範	北宇和郡三間町大字黒井地1900番地
"	今 西 吉 久	北宇和郡三間町大字小沢川398番地
"	松 本 武 宏	北宇和郡三間町大字増田836番地
"	兵 頭 信 夫	北宇和郡三間町大字波岡836番地
"	松 浦 菊 雄	北宇和郡三間町大字兼近520番地
"	太 宰 仁 三	北宇和郡三間町大字大藤610番地
監 事	古 谷 虎 男	北宇和郡三間町大字則1488番地
"	竹 葉 彌	北宇和郡三間町大字迫目627番地
"	佐 藤 幹 生	北宇和郡三間町大字古藤田222番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	古 谷 虎 男	北宇和郡三間町大字則1488番地
"	小 山 正 利	北宇和郡三間町大字大藤613番地
"	芝 誠	北宇和郡三間町大字土居中1052番地
"	今 西 吉 久	北宇和郡三間町大字小沢川398番地
"	高 山 壽	北宇和郡三間町大字金銅132番地
"	松 浦 菊 雄	北宇和郡三間町大字兼近520番地
"	太 宰 仁 三	北宇和郡三間町大字大藤610番地
監 事	富 永 貴 行	北宇和郡三間町大字黒井地1384番地
"	石 井 喜代孝	北宇和郡三間町大字川之内300番地
"	高 岡 武	北宇和郡三間町大字古藤田443番地

○愛媛県告示第1161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 武 雄	北宇和郡津島町大字山財6525番地
"	武 田 貞 康	北宇和郡津島町大字下畑地甲1071番地
"	木 田 道 隆	北宇和郡津島町浦知415番地 1
"	坂 本 順 作	北宇和郡津島町岩松1905番地
"	山 本 俊 幸	北宇和郡津島町大字近家甲1112番地 7
"	毛 利 守 雄	北宇和郡津島町大字下畑地甲1782番地
"	山 本 司	北宇和郡津島町大字下畑地甲1510番地
"	藤 岡 謙一郎	北宇和郡津島町大字上畑地甲327番地
"	細 川 寿 一	北宇和郡津島町北灘丁1208番地
監 事	梅 村 正 秀	北宇和郡津島町北灘甲758番地
"	魚 崎 泰 郎	北宇和郡津島町北灘乙1912番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	魚 崎 泰 郎	北宇和郡津島町北灘乙1912番地
"	松 本 武 雄	北宇和郡津島町大字山財6525番地
"	武 田 貞 康	北宇和郡津島町大字下畑地甲1071番地
"	木 田 道 隆	北宇和郡津島町浦知415番地 1
"	山 本 司	北宇和郡津島町大字下畑地甲1510番地
"	山 口 正 時	北宇和郡津島町岩松1464番地 2
"	今 西 完	北宇和郡津島町大字岩淵甲1309番地
"	山 本 俊 幸	北宇和郡津島町大字近家甲1112番地 7
"	藤 岡 謙一郎	北宇和郡津島町大字上畑地甲327番地
監 事	坂 本 順 作	北宇和郡津島町岩松1905番地
"	梅 村 正 秀	北宇和郡津島町北灘甲758番地

○愛媛県告示第1162号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	松 本 茂 一	伊予市上三谷50番地

○愛媛県告示第1163号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市松神子土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1164号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、大洲市及び喜多郡内子町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・大洲喜多地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年 6月17日から 7月12日まで
- 縦覧場所
大洲市役所及び内子町役場

○愛媛県告示第1165号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、喜多郡五十崎町大字平岡及び重松地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・大洲喜多地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年 6月17日から 7月12日まで
- 縦覧場所
五十崎町役場

○愛媛県告示第1166号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、北宇和郡広見町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・広見地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年 6月17日から 7月12日まで
- 縦覧場所
広見町役場

○愛媛県告示第1167号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により、北宇和郡広見町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・広見地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年6月17日から7月12日まで
- 3 縦覧場所
広見町役場

○愛媛県告示第1168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡広見町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・広見地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年6月17日から7月12日まで
- 3 縦覧場所
広見町役場

○愛媛県告示第1169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、東予市北条地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（湛水防除事業・北条地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年6月17日から7月12日まで
- 3 縦覧場所
東予市役所

○愛媛県告示第1170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、伊予郡広田村地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（一般農道整備事業・総津地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年6月17日から7月12日まで

- 3 縦覧場所
広田村役場

○愛媛県告示第1171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、新居浜市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	二反地地区	平成14年3月20日

○愛媛県告示第1172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、今治市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	下段原地区	平成14年3月18日

○愛媛県告示第1173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、上浦町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	大池地区	平成14年3月29日

○愛媛県告示第1174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、重信町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ほ場整備事業	牛淵地区	平成14年3月19日
県単独補助土地改良事業（農道）	梅斉院地区	平成14年3月25日

○愛媛県告示第1175号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法

(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	船川地区	平成14年 3月26日

ため池等整備事業	吉藤地区	平成14年 3月 7日
ため池等整備事業	水ヶ峠池地区	平成14年 3月20日
ため池等整備事業	戸徳地区	平成14年 3月21日

○愛媛県告示第1176号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	免許年月日	家畜の種類	免許資格	本籍地	現住所	氏名 生年月日
第1767号	平成14年 6月14日	牛	家畜人工授精の業務	愛媛県	松山市姫原二丁目3番10号	石丸高将 昭和56年 5月 2日

○愛媛県告示第1177号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 起業者の名称
松山市
- 事業の種類
市道北久米和泉線新設工事(愛媛県松山市東石井町地内から同県同市西石井五丁目地内まで)及びこれに伴う附帯工事
- 起業地
 - 収用の部分
愛媛県松山市東石井町、居相町、西石井六丁目及び西石井五丁目地内
 - 使用の部分
愛媛県松山市東石井町、西石井六丁目及び西石井五丁目地内
- 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第1178号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加戸守行

- 起業者の名称
松山市
- 事業の種類
市道平井食場線新設工事(愛媛県松山市平井町地内)及びこれに伴う用水路付替工事並びにこれらに伴う附帯工事
- 起業地
 - 収用の部分
愛媛県松山市平井町地内
 - 使用の部分
愛媛県松山市平井町地内
- 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第1179号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員 敷幅	延長	備考
県道	大三島環状線	越智郡上浦町大字瀬戸6577番3地先から 同大字6998番1地先まで	旧	メートル 5.5~41.6	キロメートル 1.037	
			新	10.5~74.6	1.037	

○愛媛県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大三島環状線	越智郡上浦町大字瀬戸6577番3地先から 同大字6656番1地先まで	平成14年6月14日
"	"	越智郡上浦町大字瀬戸6667番1地先から 同大字6736番1地先まで	"
"	"	越智郡上浦町大字瀬戸6948番5地先から 同大字6998番1地先まで	"

○愛媛県告示第1181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	大洲長浜線	大洲市春賀乙1番3地先から 同市春賀甲696番2地先まで	旧	メートル 6.9～9.5	キロメートル 0.084	
			新	11.2～15.4	0.084	
"	"	大洲市八多喜町乙22番10地先から 同町甲17番7地先まで	旧	15.4～32.3	0.058	
			新	22.0～48.3	0.058	

○愛媛県告示第1182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲長浜線	大洲市春賀乙1番3地先から 同市春賀甲696番2地先まで	平成14年6月14日
"	"	大洲市八多喜町乙22番10地先から 同町甲17番7地先まで	"

○愛媛県告示第1183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年6月14日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡肱川町大字山鳥坂1099番4から 同大字1098番まで	旧	メートル 4.6～8.4	キロメートル 0.040	
			新	19.0～31.5	0.040	

○愛媛県告示第1184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡肱川町大字山鳥坂1099番4から 同大字1098番まで	平成14年 6月14日

○愛媛県告示第1185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	320号	北宇和郡日吉村大字上大野1246番4	旧	メートル 14.4～17.1	キロメートル 0.064	
			新	15.8～26.6	0.064	
県 道	嵐田之浜岩松線	北宇和郡津島町田風字中ウ子383番2から 同字384番まで	旧	9.5～35.5	0.095	
			新	9.5～56.0	0.095	

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

松山赤十字病院労働組合執行委員長大西滋から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成14年 6月6日あったので公表する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事 件 夏期一時金・夏期休暇・その他
- 2 日 時 平成14年 6月17日午前0時以降本問題が解決に至るまでの期間
- 3 場 所 松山赤十字病院
(松山市文京町1)
- 4 概 要 前記記載の場所の一部または全体において、あらゆる形の争議行為を実施する。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次

のとおり争議行為を行う旨の通知が平成13年 6月7日あったので公表する。

平成14年 6月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成14年度夏季一時金・その他
- 2 日時 平成14年 6月18日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	北条市柳原739
医療法人 篤友会牧病院	松山市菅沢町甲1151の1
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 付属新居浜精神病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1の1の28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

社団法人 八幡浜医師会

八幡浜市広瀬一丁目7の17

を単独又は併用して実施する。

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第14号

次の遊技機の型式は、技術上の規格に適合していると認めるので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年
国家公安委員会規則第4号）第9条第1項の規定に基づき、公示する。

平成14年6月14日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

遊技機 の種類	遊技機 の区分	型 式 の 名 称	製 造 業 者 名	申 請 者		検定 番号	検定の有 効期間
				氏名（法人にあっては、名 称及び代表者の氏名）	住所（法人にあっては、主 たる事務所の所在地）		
ぱちんこ 遊技機	第1種	CRミックス獣っスM S	奥村遊機株式会社	奥 村 遊 機 株 式 会 社 （上野 栄作）	愛知県名古屋市長和区鶴舞二 丁目2番18号	6124	愛媛県公安委 員会告示の日 から3年間
	"	CRミックス獣っス	"	"	"	6125	
	"	CRピーマンZ2	京楽産業株式会社	京 楽 産 業 株 式 会 社 （榎本 宏）	愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目20番8号	6126	
	"	CRフィーバークエスト GP	株式会社ガイドー	株 式 会 社 ガ イ ド ー （竇田 久治）	東京都渋谷区東二丁目23番3 号	6133	
	"	CRフィーバー戦国S P	"	"	"	6134	
	"	CRフィーバー戦国G P	"	"	"	6135	
	"	フィーバークエストD X	"	"	"	6136	
	"	フィーバーエジブシャ ンDX	株式会社三共	株 式 会 社 三 共 （毒島 秀行）	群馬県桐生市境野町六丁目46 0番地	6137	
	"	CRフィーバーエジブ シャンGP	"	"	"	6138	
	"	CRブイブイ大行進	株式会社銀座	株 式 会 社 銀 座 （伊藤 博吉）	愛知県名古屋市中区大幸一丁 目10番15号	6139	
	"	CR夢の超特急M	株式会社大一商会	株 式 会 社 大 一 商 会 （市原 茂）	愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目22番地	6140	
	"	CR夢の超特急L	"	"	"	6141	
	"	CRドラムチック麻雀 E	"	"	"	6142	
第2種	鉄骨親父	株式会社ソフィア	株 式 会 社 ソ フ ィ ア （井置 定男）	群馬県桐生市境野町七丁目20 1番地	6143		
第1種	CR踊れ大酋長S	"	"	"	6144		
"	CRダイナミックショ ットA	株式会社藤商事	株 式 会 社 藤 商 事 （松元 邦夫）	大阪府大阪市中央区内本町一 丁目1番4号	6153		
回胴式遊 技機	回胴式	グレートザウルス	株式会社ネット	株 式 会 社 ネ ッ ト （国本 幸司）	大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁4 番5号	6127	
	"	ダイキチ	"	"	"	6128	
	"	ダイキチクラブ	株式会社オリンピ ア	株 式 会 社 オ リ ン ピ ア （石原 昌幸）	東京都台東区東上野二丁目11 番7号	6129	
	"	エイリアン	アイジーティー ジャパン株式会社	アイジーティー ジャパン株式会社 （スコット・ウィンゼラー）	東京都港区愛宕一丁目3番4 号	6130	
	"	モンロー	"	"	"	6131	
"	ネオプラネットXX	山佐株式会社	山 佐 株 式 会 社 （佐野 慎一）	岡山県新見市高尾362番地の 1	6132		

"	カジマヤー - 30	高砂電器産業株式会社	高砂電器産業株式会社 (石井 治夫)	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号	6145
"	デジスロ	ベルコ株式会社	ベルコ株式会社 (鈴木 暢晃)	東京都台東区東上野一丁目12番13号	6146
"	デジスロ - 30	"	"	"	6147
"	デジベルR	"	"	"	6148
"	デジ7 - 30	"	"	"	6149
"	デジナナR	"	"	"	6150
"	デジ7	"	"	"	6151
"	ゾロメ	高砂電器産業株式会社	高砂電器産業株式会社 (石井 治夫)	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号	6152

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

5月31日

愛媛県技術吏員 宇佐美 明彦
同 松木 克之
同 藤井 園子

願により本職を免ずる(各通)

愛媛県技術吏員 池田 俊太郎

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

6月1日

二宮 朋之

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
県立中央病院内科医長を命ずる

山本 英一

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
県立中央病院小児科医長を命ずる

佐伯 秀幸

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
県立中央病院内科副医長を命ずる

遠藤 慎治

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)2級を命ずる
県立新居浜病院内科副医長を命ずる

北村 咲子

愛媛県技術吏員に任命する
医療職(一)1級を命ずる
技師を命ずる
県立新居浜病院勤務を命ずる

